

転載等ガイドライン

平成 25 年 11 月 21 日	出版委員会制定
平成 30 年 10 月 17 日	出版委員会改定
令和 3 年 11 月 25 日	出版委員会改定
令和 3 年 12 月 21 日	理事会報告

(目的)

本ガイドラインは、著作権法および公益社団法人空気調和・衛生工学会（以下当法人という）著作権規程 4 条に基づき著作物利用の許諾を与える場合の基準を示すことを目的とする。

(転載不許可)

当法人の著作物の転載は次のいずれかに適合した場合は転載を許可しない。

1. 営利、政治、宗教その他当法人著作物掲載内容を転載することがふさわしくない事項を目的とするもの。
2. 掲載内容が公序良俗に反するもの。他者を誹謗中傷するもの。
3. 掲載内容が当法人の社会的信用を損ない、または当法人に経済的損失を生じさせるもの。
4. 科学的根拠のない記載により、読者に誤った情報を与えるもの。
5. 当法人著作物内容を転載することにより、当法人と特別な関係があるように装ったり、当法人著作物内容の転載自体を営利目的としたもの。
6. その他、当法人が不相当と認めるもの。

(転載の対象)

文章・図・表・電子出版媒体・ホームページ掲載電子データとする。なお、建物・装置等の実物事例に関するものおよびイラスト・写真・データシート of 転載は、当法人の許諾のほか、著作権者の許諾を必要とする。

(転載許諾の範囲)

1. 当法人が許諾をする範囲は、図表の場合は転載申請者の 1 出版物について原則 19 点以内とする。20 点以上の転載については、1 点につき 3,000 円（税別）の事務手数料を徴収する。但し、検定教科書、官公庁の出版物については、原則事務手数料は無料とする。
また、当該出版物全体に対して 25% を超える転載申請については、原則転載を認めない。
2. 当法人が許諾をする範囲は、文章の場合は転載申請者の 1 出版物について原則 300 字以内とする。

(転載許諾の条件)

1. 原文・原図・原表を加工する場合は加工範囲を明確にすること
2. 他の部分と明確に区別されていること。
3. 出典が明記されていること。
4. 原典の趣旨に沿うこと。

(電子媒体への転載)

著作物の電子媒体利用については別に定める「著作物の電子媒体に関する要領」による。

以上